町議会を知ろう！ …請願・陳情…

シリーズ ぎかい知っ得コラム vol.3

みんなの願いはどう伝えるの？ ～請願・陳情とは～

皆さんは、「請願（せいがん）」と「陳情（ちんじょう）」をご存知ですか？

住民の皆さんが、「〇〇地区に公園をつくってほしい」など、町の仕事に対して要望があるとき、「こうしてほしい」と思うことを誰でも要望することができるしくみです。

玉村町議会議員の紹介があるもの（議員を通して提出するもの）が「請願」、紹介がないもの（直接議会に提出するもの）は「陳情」です。

受け付けられた請願・陳情は、議会で内容をよく調べ、話し合います。認められた（採択された）ものについては、町の仕事として進めるよう、議会から町長へ伝えます。

請願書・陳情書 記載例

平成〇年〇月〇日

提出日を記載してください

玉村町議会議長　〇〇〇〇 様

［陳情の場合］"陳情"となります。紹介議員は不要です

請願者　住所　玉村町〇〇1234番地

氏名　田間 一郎 ㊞

紹介議員　氏名　板東 忠三 ㊞

〇〇についての〇〇を求める請願

（要　旨）

〇〇〇に〇〇を〇〇していただきたい。

（理　由）

現在、〇〇〇〇には、〇〇〇〇が〇〇〇〇〇〇〇〇〇となっています。

〇〇〇〇などの際は〇〇〇〇〇〇が〇〇〇〇になるため、〇〇せざるを得ません。

また、〇〇〇〇〇〇が〇〇になることからも〇〇〇〇が懸念されます。

これらを解決するために、〇〇の〇〇〇をお願いするものです。

日本語 A4
- 必ず日本語で作成してください。
- 用紙はA4サイズ

随時受付
- ただし、定例会開会日の約10日前までにご提出ください。それ以降の提出分は次の定例会での審議となります。詳しくは議会事務局（TEL 64-7716）にお問い合せください。

原則持参
- 役場4階議会事務局に持参提出してください。

郵送されたものについては、議員に資料配付するのみ（委員会の審査は行いません）

原本提出
- コピーしたものでなく、原本を提出してください。

請願・陳情の審査結果に関する 用語解説

採択-さいたく
その要望の内容が妥当かつ実現性があると判断し、「議会として賛同した」という意思決定。採択された案件は、町の仕事として進めるよう、議会から執行に伝えます。

不採択-ふさいたく
町の事務に無関係、議会の権限外、実現の可能性がない、願意に賛成できない等の理由で「取り上げようがない」と判断した場合の意思決定です。

趣旨採択-しゅしさいたく
願意については十分理解できるが、当分の間は実現することが不可能である場合の「趣旨には賛成する」という意思決定で、採択に近いものです。

一部採択-いちぶさいたく
内容が複数項目にわたる場合に、部分的に採択すること。（すべてに賛同はできないが、不採択にするのは適当でないという場合です）

継続審査-けいぞくしんさ
案件の性質や背景、政治的配慮などから今は結論を出さず、引き続き審査することが望ましいという意思決定です。

審議未了-しんぎみりょう
審議を終えることができず、継続審査の決定もなされなかった場合。この場合、「廃案」となります。